

第 11 回船橋市保育のあり方検討委員会 会議録

日 時	平成 22 年 10 月 21 日（木）午前 9 時 30 分～11 時 38 分
場 所	船橋市役所 9 階第 1 会議室
出席委員	森田委員、菊池委員、中原委員、飯島委員、生田委員、鈴木委員、上杉委員、柴田委員、石井委員、佐藤委員、黄木委員、小関委員、大岩委員
欠席委員	田中委員、木野内委員
市 職 員	込山健康福祉局長、川名部子育て支援部長、佐藤保育課長、伊藤保育課課長補佐、小原児童家庭課長、高山児童育成課長、香取療育支援課長
事 務 局	健康福祉局子育て支援部保育計画課 鈴木課長、古畠課長補佐、栗林計画班長、田中副主査、佐々木主任主事
次 第	1. 議事 (1) 船橋市立保育所民営化に対する考え方等 (2) 新たな地域支援のあり方 ～（仮称）地域担当保育士の役割～ (3) 今後の予定 (4) その他
傍聴者の定員、実数	定員 20 名、傍聴者 6 名
会議の公開、非公開の区分	公開

○会長

定刻になりましたので、ただいまより、第11回船橋市保育のあり方検討委員会を開催いたします。

本日は、田中委員、木野内委員より欠席とのご連絡が入っています。

会議の公開についてですが、本日の会議については不開示情報が含まれておりませんので公開とし、また、傍聴人の定員につきましては、20人とすることを決めさせていただきました。

なお、本日の傍聴希望者は6人いらっしゃいます。どうぞ、お入りいただきください。

〔傍聴人入場〕

○会長

傍聴人の方々に申し上げます。注意事項がお手元にお配りしてあると思いますが、その注意事項を遵守していただきますようお願いいたします。

なお、本日の会議終了時刻ですが、11時30分を予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。

1. 議 事

(1) 船橋市立保育所民営化に対する考え方等

(2) 新たな地域支援のあり方～（仮称）地域担当保育士の役割～

○会長

それでは、本日の議事を進めます。

まず、議事1、船橋市立保育所民営化に対する考え方等について、事務局からお願いすることになっていて、皆さんのお手元に事前配付してございますけれども、市から、保育所民営化に対する考え方と新たな地域支援のあり方という2つの情報が出されてきます。そのことについて議論することになるわけですが、どちらをどんな順序で議論するか、私も昨日随分考えたのですが、その順序については少し皆さんと議論した上で、手順も含めて考えたいと思います。この議事は関連することですので、両方一括して資料説明をしていただいた上で議論を展開させていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

では、事務局から、ちょっと長くなるかもしれませんが、両方の資料の説明を一括してお願いして、こちらとしては、2つの問題は議論していきますけれども、順序につきましては少し皆さんとご相談させていただいた上で議事を進めさせていただこうと思います。

それでは、事務局から一括してご報告をお願いいたします。

○健康福祉局長

恐れ入ります。私から資料の全体像につきましてご説明申し上げ、個別の内容につきましては、課長からご説明したいと思います。

先生おっしゃったとおり、議事の進め方についてはお諮り願いますが、本日ご用意しております資料につきまして、まず1点目が民営化に関する資料でございます。前回、私どものほうから市として今後民営化を進めていきたい旨の市の考え方を提示させていただきました。それに対し

まして、例えば民営化による財政効果や民営化の具体的な内容、進め方、スケジュール観等々を、きちんと提示するべきであるというご指摘をいただきました。そうしたご指摘を踏まえまして、本日こういった資料をご用意しているところでございます。

次第の一番下に資料の項目をお示ししてございます。まず、1点目と2点目でございます。現在市が進めております待機児童対策がございしますが、こちらはこれが将来的にどのようなニーズがあるのか、どのような事業費がかかってくるのかといった内容でございます。

2点目は、前回もご指摘ございましたが、耐震整備に関する今後の予定、また財政需要というものでございます。

3点目、4点目は、今後民営化を進めた場合にどのぐらいの財政効果があるのか、また、人的な面においてどういった再配置が可能になってくるのか、といった内容でございます。

こうした点を踏まえた上で、民営化の進め方でございますが、5番、6番、7番、市として具体的にどのように考えているのかといった基本的な考え方、さらに、配慮すべき事項などをまとめたガイドラインの案、また、他の自治体の例といったものをお示しさせていただいております。

また、こういった検討をしていただくに当たりまして、車座ミーティングや市民意見として出されていた市民の方々のご意見をまとめさせていただいております。これが8点目でございます。

先ほど先生からご指摘ございました、こういった民営化を進めた上での新たな地域支援のあり方、新たな地域支援策についてのご提案が9点目でございます。

10点目はホームページに掲載した資料のご紹介でございます。

また、本日、席上配付させていただきましたが、資料11といたしまして、今後の予定についてのご提案を提示させていただいております。

全体像でございますが、以上でございます。具体的内容については計画課長からご説明いたします。

○保育計画課長

では、資料を順次説明させていただきます。

まず、資料1をご覧ください。待機児童対策に係る事業量、事業費試算でございます。今後の待機児童対策として、あいプランに基づき算定した費用が上段の表でございます。目標年度である平成26年までに保育所の新設等での定員増を図り、受入児童数として1,500人増、保育ママが55人増という目標を達成した際の費用でございます。22年度と比較して、一般財源で13億円の増でございます。

一般財源は、現在の制度における国庫負担金や保育料などの特定な財源を除いたもので、市が財源を負担するものでございます。一方、待機児童対策について、整備の現状を踏まえ、保育所の定員増だけでなく、多様なメニューも活用した場合は下段のとおりとなっております。いずれにしても、22年度に比べますと12億円から13億円の増加となっております。

続きまして、資料2をご覧ください。公立保育所等耐震整備予定表でございます。耐震診断によって、構造耐震指標、いわゆるIs値が0.3未満で、震度6強の地震に対して倒壊または崩壊する危険性が高いもので、緊急性があるものということで、第1期の整備を行っている保育所が4カ所と南本町子育て支援センターで、この経費の見込みでございます。中央保育園を除き約9億9,400万円でございます。中央保育園につきましては、今後工事の設計委託を行い、工事費の算定を行いたいと考えております。2期以降につきましては、順次整備を進める予定でございます。

す。

なお、第6回の委員会の資料7で耐震建て替えの費用の例を提示いたしましたが、仮設園舎、解体費用、新園舎建設費用などで約4億4,700万円ほどの費用が想定されております。各園の状況、例えば仮設園舎が必要かどうかなどの建て替え条件により変動することから、現時点での2期の費用はまだお示しする段階にはございません。

このように、将来的に待機児童対策や耐震整備に多くの費用が必要でございます。また、新たな地域の子育て支援に取り組む必要があることなどから、その費用の一部や人材を民営化により生み出すことは、本市の厳しい財政状況からやむを得ないものと考えております。

次に、資料3をご覧ください。公立保育園民営化による経費・財源と効果イメージでございます。定員120名の公立保育園1園を移管方式で民設民営にした場合の削減額で、一般財源の削減額は約6,600万円でございます。この民営化園の費用につきましては、公立園と同様に看護師や栄養士を含めほぼ同じ人員配置をとった場合の費用を想定しております。この財源を活用し、保育所新設等による定員増とともに、多様で効率的な待機児童対策を実施したいと考えております。また、民営化で生み出される人材を活用し、新たな地域子育て支援の展開や発達支援保育の充実などの公立保育園の機能強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、資料4をご覧ください。公立保育所民営化による保育士の再配置のイメージでございます。民営化園では、民営化後も産休明け保育、延長保育、発達支援保育、アレルギー対応給食の実施などを担っていただきたいと考えております。この民営化によって生み出される保育士の再配置のイメージでございます。これは定員120名の保育園の平均的なものを想定しており、17名程度の正規保育士が生み出されます。地域子育て支援と公立保育園の充実に9名、残り8名を他の保育園の退職者の補充に充てることにより、新規採用を抑制し、費用を軽減し、待機児童対策の財源に振り向けるといったイメージでございます。なお、5園程度民営化した際の人数を括弧書きで表示してございます。

次に、資料5をご覧ください。船橋市立保育園の民営化に関する基本的考え方でございます。

まず1点目、民営化の目的でございます。民営化により捻出する財源を待機児童への効率的な対応を図るために活用するほか、民営化する公立保育園の職員を在宅子育て家庭への支援などの地域子育て支援や要保護・要支援児童の保護者への支援のため活用します。さらに、公立保育園における発達支援保育の充実や緊急一時保育の実施のために人材を投入します。また、質の高い民間事業所の参入により、市全体の保育の質の向上を図るとともに、民間事業者の柔軟性や活力、ノウハウを生かした保育サービスを展開し、利用者が満足する保育サービスを提供していきます。

2、民営化の進め方。保護者の理解や協力を得ながら、円滑な移行を図るため、民営化に関する情報は積極的に提供するとともに、説明や意見を聞く機会を確保します。民営化を進めるに当たっては、民営化を進める上での基本的なルールや、移行期においてお預かりしているお子さんに配慮するための進め方などを定めた民営化ガイドラインを策定します。ガイドライン策定に当たっては、保護者や関係者の意見を十分お聞きしながら作成します。

3、民営化の手法。民営化する手法としては、市の財政的な効果、事業者による経営の継続性や安定性、事業運営の自立性等を考慮し、市の施設を譲渡または貸し付け、私立保育園として運営する移管方式とします。

4、設置・運営主体。認可保育所の設置・運営の経験がある社会福祉法人等とします。

5、対象園の選定基準。民営化対象園の選定には、地域の特性やニーズを踏まえ、以下の点を重視し、総合的な見地から判断して市が決定します。①地域の公・私立保育園の設置状況、②通

園の利便性がよく、将来にわたって保育需要が見込めること、③民営化移行時に耐震整備や老朽化に伴う建て替え・改築・大規模修繕の必要がないこと。

6点目、民営化スケジュール。民営化に当たっては、2年間の準備期間を設け、公立保育園を平成25年4月から1園ずつ移行していきたいと考えております。

次のページをご覧ください。民営化移行スケジュールでございます。平成23年度に対象園を発表した場合は、保護者説明や事業者の公募、選定、決定公表を行い、事業者決定後、三者協議会を設置し、翌年度、合同保育期間も含め1年間の引き継ぎ期間を設け、平成25年度に移管、移管後につきましても話し合いの場を継続して、円滑に民営化を推進したいと考えております。

次のページは、指定管理者制度と民設民営として移管した場合の比較表でございます。

次に、資料6をご覧ください。民営化ガイドラインの案でございます。これは、他市の民営化ガイドラインを参考にし、船橋案として作成したものです。

内容は、1. ガイドラインの目的、2. 対象保育所の選定と公表時期、3. 設置・運営主体、4. 用地・建物等の条件、5. 事業者の選定で、内容は、事業者の募集、選定組織、選定基準、職員配置、保育内容などです。6. 円滑な引き継ぎで、移行までの準備期間、三者による話し合いの場の設置、事業者職員と市職員の交流、研修、合同保育について、7. 移行後の市の責任として、移行後における三者による話し合いの場の継続、移行後の保育内容の確認、民営化園の評価と情報交換についての案でございます。

次に、資料7をご覧ください。配慮事項検討項目として対象保育所の選定等の項目について、4カ所の自治体の例を記載したものでございます。

次に、資料8でございます。一次報告書に対する意見の中から、公立保育園民営化に関する配慮事項について、参考とするためにまとめたものでございます。

「事前のプロセス」として、情報提供と説明責任や対象園の選定・公表の時期に関するもの、「事業者の公募・選定」では、運営主体、選定組織、事業者の選定、質の確保に関すること、円滑な引き継ぎや移行後の市の責任に関するものなどの意見を参考できるよう資料としてまとめたものでございます。

次に、一つ飛ばして資料10をご覧ください。9月30日の第9回会議において、市民の皆様からいただいたご意見の中には、現在の保育園や制度について、市の説明、周知不足から、事実と異なる認識と思われるご意見がありましたので、正しい考え方や状況を広報する必要があるとのご指摘をいただきました。そのため、市ではホームページに一次報告書に対する意見の概要を掲載する際に、あわせて「保育制度について」と題して、保育制度の基本的な事項について改めて説明をいたしましたので、ご報告いたします。

○子育て支援部長

では、続きまして、資料9へ戻りましてご説明をします。

新たな地域支援のあり方として、市では、(仮称)地域担当保育士等、説明の中では「地域担当保育士」と言わせていただきますが、その配置を考えておりますので、その役割についてご説明いたします。

船橋では行政コミュニティーを中部と東西南北の5つの地区に分け、施設整備等を行っております。そのため、行政コミュニティーごとに公立保育園1カ所ずつを拠点保育園とし、そこに順次、専任の地域担当保育士を配置したいと考えております。人数としては2人程度を考えております。また、再任用職員の活用も検討し、保育士だけではなく、例えば保健師やケースワーカーとして

の経験のある職員の配置も視野に入れております。

役割としましては、公立保育園での地域における子育て支援の充実を図るとともに、新たに個別支援を行い、公立保育園の支援の対象を在園者から広く地域の子育て家庭に広げていきます。また、地域担当保育士は、拠点保育園だけではなく、他の公立保育園にも出張して地域支援を担っていきます。

具体的な役割ですが、まず、(1) 地域支援として、従来から実施している園庭開放、育児講座や育児相談のほか、保育体験を行います。保育体験は個別支援の一つになると思いますが、保育園には就学前の各年齢の子どもがいる、また栄養士、看護師がいるという特性を生かし、例えば離乳食の進め方、子どもとの遊び方やしつけの方法を学んだり、少し上の年齢の子どもの様子を見ることを通して、子育ての先の見通しを持てるような経験ができる場を提供していきたいと考えております。

四角の中に、意見募集に寄せられた市民の方のご意見、あいプラン策定のための調査結果等を載せており、参考にしていただければと思いますが、時間の関係で絞ってご説明いたします。この四角の中の丸印の4つ目のところに、健診時の調査結果というのがあります。ことし9月に1歳6カ月健診時と3歳児の健康診査の会場でアンケートを行った結果を載せております。

育児相談をする場合、どのような職種を希望するかという設問に、複数回答してもらった結果です。1歳6カ月では、一番希望が多いのは保健師の57%、次いで保育士の45%です。3歳児になりますと、1番は保育士の61%、次いで保健師の46%となっております。このことから、年齢によって相談内容が変わることで相談相手も変わってきて、推測ではありますが、3歳児になると、子どもの発達や発育より、しつけなどについての相談が増えるのではないかと思います。そのため、多くの子どもの保育経験を持つ保育士が相談に当たるのは有効な方法と考えております。一方、保育園が相談窓口として知られていないことがわかりました。

次のページに移りまして、(2) 健康診査会場での子育て支援ですが、健診会場に保育士が出張し、健診の待ち時間に巡回して相談に乗ったり、相談コーナーを設け、相談や必要な子育て支援策につなげるというコーディネート機能を持ちたいと思います。

健診会場を利用する意味ですが、平成21年度実績で、1歳6カ月健康診査は87回開催され、約5,300人のお子さんが受診しています。受診者が多いことから、児童ホームなど子育て支援施設まで出てこれない家庭などへのアプローチができますし、保育園の相談機能の周知もできると考えております。

次に、(3) 要支援者支援ですが、保育園に入園している家庭や地域担当保育士の活動を通して把握された家庭のうち、支援が必要と判断される家庭に対して、必要に応じて家庭訪問し、子育てに関する指導や助言、必要な施策へのコーディネートを行いたいと思います。

次に、(4) 地域のニーズに応じた出張相談・育児講座です。例えば地域社会福祉協議会の子育てサロン、または児童ホームなどに出張して相談に乗ったり、育児講座を行うなど、保育士を地域の人的資源として活用していただき、その活動の中で支援が必要なご家庭がありましたら、政策につなげていくことを考えております。

次のページに移りまして、地域担当保育士の業務ですが、先ほどご説明した業務の量的なものを示しています。

まず、地域支援は、園庭開放、育児講座は、拠点保育園ではなく他の公立保育園に出張して行うことも考えておりますが、園庭開放は各園週1回、育児講座は各園2カ月に1回、また、育児相談は拠点保育園では毎日行い、それを周知したいと考えております。要支援者支援、出張相談、

出張育児講座は、ニーズに応じて行うこととなります。また、(仮称)地域子育て支援ネットワークが構築されましたら、そこにも参加していきたいと考えております。

次に、実施のプロセスですが、平成 23 年度に入りましたら、拠点保育園を決め、順次、地域支援を行うスペースの確保をしていきたいと考えております。また、地域担当保育士の業務を精査し、関係課との協議を行います。その一方で、保育士に対し地域支援に関する研修を開始いたします。また、(仮称)地域子育て支援ネットワークの研究を始めます。24 年度は、ネットワークの構築を始め、25 年度以降は、1 園民営化するごとに拠点保育園 1 園に地域担当保育士を配置し、その後、民営化のたびに順次配置していきたいと考えております。

資料 9 の説明は以上でございます。

○会長

ありがとうございました。市からの本日の資料説明については、以上のとおりということでしょうか。

それでは、今日は A 先生がいらっやっていますけれども、前回の質問の中で、一つ保育課に、なぜ公立保育園で延長とか休日といったものができないのかというご質問がございました。この点については、市から回答というのでしょうか、今現在の状況についてのご説明をいただけますか。よろしくお願いいたします。

○保育課長

それでは、その点につきましてお答えいたします。

前回、休日保育、夜間保育、延長保育等の充実のためというお話がありまして、公立でやるには新たに職員を確保するなど、そういったことが必要になります。その意味では財源の確保が必要であり、公立での実施は難しい状況にあると考えております。

○会長

基本的な今の状況ですので、それはご報告として受けておきます。ほかに。

○B 委員

今日の説明について……。

○会長

はい、どうぞ。

○B 委員

公立でやる分には新たな人をつけないといけないというお話だったのですけれども、私立でも新しく始める分には人が必要なのではないかと思います。その点の違いがよくわからないのですけれども。

○保育課長

やはりそういった財源の確保というのは同じでございますけれども、それ以外にも、職員との関係とか、職員の確保という点につきましては、公立での実施はなかなか難しい点があるという

ことでございます。

○会長

はい、どうぞ。

○C委員

先週、A委員がおっしゃっていたことの中で、私立保育園、労使ともに、今現状ある保育をやっている中で、協力し合っているところではありますけれども、発達支援保育、そして、一時・休日保育等、人材が非常に要るということと、非常な予算が要る。そういう中で、補助制度をいただきながらやっているわけですが、そういったことに対して、今、保育課のお話ですと、やはり公立においてもぜひそれを働きかけていただいて、確保してやるべきではないかなと思います。一時保育についてはニーズがこれからも増えてくると思いますし、そういったものを充実するためには、人材の確保を含めてやるべきではないかなと思います。私立保育園においては既に当然8時まで、あるいは9時までという、これは是非論は別としまして、そういう人材を確保しながら努力している保育園は多数あるわけですので、その点について、公立保育園でも当然あるべき姿になってほしいと思います。

また、これから民営化という形でガイドライン等もお示しいただいているようですけれども、公立で行われている保育というものが一つの標準であるという、そして、それ以上が今度民営化に対して課せられる優先順位ですという形の中でプロポーザルが行われるということにおいては、ちょっとどうなのでしょう。私たちは民間としてそれを受託する側、あるいは受託する法人として一つ考えたときに、やはり予算配分、予算措置、そういったものをなくして人的配置を当然のごとくされては困るかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○D委員

今のご意見ですが、私ども認可外は、日曜・祭日は基本的にはうちはお休みになっておりますが、やはり父兄から要望があったときには受け入れております。それは、多いスタッフの中から出られる方を募りまして、その中でやっております。また、ご父兄の方がどうしても地方へ出張等で遅くなる場合、最高 24 時まで見たことが多分にあります。それもやはり私どもで職員の中から募って、努力してやっております。そういう中で、私どもから見て、公立はちょっと努力が足りないのではないかな。できないことは決してないと思います。そういう中で、私どもは補助金がありませんのでどうしても赤字になってしまいますが、お母様、お父様方のニーズに応じて、かなりの努力をいたしております。

○会長

ではE委員、どうぞ。その次にB委員、お願いします。

○E委員（有識者）

先ほどの市の方のご説明で、ちょっとよくわからないのですが、財源の制約があるらしいということはわかりました。それ以外にも何か説明されていましたが、それ以外のできないというファクターがあるのでしょうか。はっきり言っていただかないと意味がよくわからないのですけれども、財源の制約があるということは1つなんですね。それ以外にあるのか、ないのか。

あるとすれば、どういうファクターなのか、お願いします。

○B委員

私も同じようなことをお伺いしたいのですけれども、今までの説明で、私立保育園に対する人的配置と公立保育園の人的配置を比較した資料を出していただいて、それを拝見した中では、公立のほうが格段に人手は手厚い。その中でなぜできないのかということは、やはりどうしても論理的な一貫性に欠けるのではないかとということがあります。私立に対してそのようなサービスメニューの拡大を要請するのであれば、恐らく公立も率先して行うべきであろうということは考えます。

○会長

いかがでしょうか。

○保育課長

当然、人の確保というのが必要になりますが、市全体の定数の考え方、そういう定数管理の問題もあります。あとは、夜間保育や休日保育となりますと、人の配置の関係で、シフト面での難しさが出てくる。そういった関係でいきますと、まずは財源の問題、人の確保。人の確保に当たっては、市職員の全体の定数、保育士の定数の関係の問題とかシフトの配置の問題といった難しい状況があるということでございます。

○会長

それでは、ここで、このことも含めてですが、議論に入らせていただきます。つまり、実は1期の議論の中で、私ども、例えば新たなこれからの公立保育園と私立保育園のあり方についても議論をしてきたわけですが、第1期に議論した、前回までの議論を踏まえて、市として、今後、民営化を含めてどう考えていらっしゃるのかということの柱とその姿を、新たな地域支援のあり方という中に、かなり出していただいたわけです。

この資料を前提にして、今後の公立保育園、あるいはほかの保育施設、民間保育園、それ以外の幼稚園や認可外の保育園、こういったものが船橋の中で一体どんな役割を担いながら子どもたちや子育て家庭の支援をしていくのかということ、それから、具体的には、そのことを進めるために、かなり急増している認可保育園への希望者、そして、希望されるけれども入れなくて待機していらっしゃる方々、こういった方々に向けて、限りある財源をどう使っていくのかということ。そのことを含めて、新たな地域支援のあり方について、一次報告に対して出されたものについて少し議論をさせていただきたい。

その上で、民営化の手法という問題については、この委員会の中でどこまで具体的に柱というのでしょうか、限りある時間ですので、そこの中でしなければいけないのか、あるいはすべきなのか。こんな話の筋を立ててみたらどうかと思っているのですが、どちらにしても両方の話をするわけですので、手順の問題ですが、そのような形でさせていただいたらどうかなと今思っております。いかがでしょうか。そんな形でもよろしいでしょうか。

どうぞ。

○F委員

資料についてちょっとわからないところがあったりするんですが、その辺は……。

○会長

多分、今みたいに資料の質問をしていくとどんどん質問がまた出てくると思いますので、資料も含めてですが、議論しながら質問をしていただいたらどうでしょうか。よろしいでしょうか。そんな形で進めさせてください。

それでは、まず、民営化についてはある程度資料が出ておりますので、このことについて具体的に最初に議論するよりは、多分、何のために民営化ということをするのか、そこの何のためにという、あるいはどのようにという、民営化の方向性の中で実現するものは何なのかということについてもう少し皆さんのご議論をいただく。民営化というところに一体どこまで私たちの委員会がその柱を立てておくのかということがあると思いますので、この議論から始めさせていただこうと思います。

今、ちょうど民営化する保育園にさまざまなサービス、特に夜間、休日、あるいは延長というような新たな保育の仕組みというものを課すことの意味をめぐって、幾人かの方々からのご意見がございました。そのことは何かといえば、具体的には公立保育園の、簡単に言えば、多分市に労働条件だとか就労のルールだとかがおありになって、その中を変えることがなかなか難しいということなのではないかと今私伺っておりました。

要するに、職員はいるけれども、その中で延長や夜間や休日という新たな条件設定というのがなかなか難しい。保育園というのは、先ほどD委員がおっしゃったみたいに、ある日突然起きる問題についてどう対応するかということも非常に大きな課題ではあります。そういったものに対応するだけのフレキシビリティが、どうしても公でやっていくシステムの中には、今の段階では欠けているということのご説明で、そのことが出てこないことが、多分、どうにも皆さんの中ですっきりこないということのご発言だったのではないかと、私は皆さんのご意見を聞きながら感じておりました。

それがあつる種の公であるということの特徴としてそのまま置いておいていいのかということについても、多分皆さんのご意見があるのだらうと思うのですが、そのことについて、それをそのままに置いておくのか、いや、そのシステム自体を変えてもらうことなのか、多分、議論としてはそういうことになっていくのではないかと思うのです。だからそれを、いや、これは公立の限界なのだから、私立でもっと臨機応変にやっていただけるような仕組みをつくるのだという形でもっていきのかどうなのか、という議論だらうと私は思いました。

さて、この辺のところから、この船橋の中で、今、多様な保育サービスが必要とされていることに対して、限りある資源というものをどう使っていくのかということで、先ほど市から出されました。もし仮に民営化というものがされるとすると、予算はどれぐらいのお金が計上され、そして、そのことがどれぐらいの費用として、どんなふうに使えそうなのかというようなお話もありました。そのことをどうするかということと、今のようなシステムとしてどうするのかということについて、皆さんのご議論をいただければと思います。いかがでしょうか。

Fさん、どうぞ。

○F委員

今の言い方だと、私がうがった見方をしているかどうかわかりませんが、何か職員組合が阻止をしているように聞こえます。私も組合という形で、個人としてですけれども、ここに出させて

いただいているということで言わせていただければ、組合としてはそういう提案をされたことはないですから、すごく組合に対して失礼な言い方だと思いますが。

○会長

わかりました。つまり、提案もしていないけれども、市としては、要するに、そういう働き方は今のシステムではできないということをおっしゃっているということなんでしょうか。これは私のとり方が違うんでしょうか。

○F委員

提案はされていません。

○会長

されていないんですね。そうすると、市はするつもりはないということなんでしょうか。

○保育課長

この間の、例えば一時保育などでは私立保育園をお願いしてきた経緯がございます。延長保育を取り上げれば、先ほどC委員が言っていたとおり、私立保育園では、例えば午後8時まで、9時までとやっていたらいる園がこの間の新設園では多くございます。公立では午後7時までということで、それを8時、9時まで延長していくということであれば、新たな人の確保が必要になりますし、人を確保するということが財源が必要ということでございます。先ほども申し上げましたが、保育士の確保、または市全体の職員の定数管理、そういった点からいくと、なかなかそこを拡大するのは市の状況からいきますと難しいということでございます。

職員団体に提案はしていないというのは事実でございますが、そういったハードルがある中では、保育課とすれば、なかなかそういう条件が整わない限り無理ということでございます。ただ、7時から7時まで公立保育園は開所しております。職員団体と協議して、正規職員の配置を7時から7時まで拡大というのはできておりますが、さらなる拡大というのは、かなりハードルが高いのではないかと考えております。

○会長

今のご説明で皆さん大丈夫でしょうか。つまり、この前提の議論として、要するに、公立は7時まで、そして、民間は8時、9時というところで設定する。ここで話を進めてよろしいでしょうか。どうなんでしょうか。

つまり、公私の役割分担みたいなことでこのところは議論していくのか。これはどうしてもコストの問題が一つあります。当然、これはべき論で議論できることではなくて、現実的に今の段階がどうなのか。私は決して職員組合に対して攻撃をしているわけではなくて、それは今の日本の中で、働く人たちの条件を守るという仕組みが、非常にかたくそういったものを持っているところと、そこがある程度、先ほどD委員さんもおっしゃったように、従業員と一緒にあって、いわゆる自営業のような形で一つの問題に対応していくところがあって、個人営業でしたら、そういう意味では、もっと子どもや親を受け入れていく。もっと言えば、親族であればそのまま受け止めていくわけですから、私はそれがいいとか悪いとかではなくて、今の日本の中で子どもや子育て家庭を受け止める一つのシステム、あるいはそういった方たちがその地域の中で、多様

な形で子どもや子育て家庭を受け入れている、そういう事実を私はこの中できちんと整理をしながら、船橋らしいシステムをつくり上げていくということなのではないかと思うのです。お互いが了解しながら。

その中で、多分、今、C委員がおっしゃった認可保育園の状況というのは、そう簡単に夜間やっているわけではないのだと。これもやはりものすごい努力の中で、保育士に協力をしてもらいながらやっているのです、そのところはわかってほしいと。そして、全く安上がりにももつけないで夜間や休日をやれということは到底これからのめることではないというような、多分一つの認可保育園の中でのご努力に対して、私たち自身がきちんと認識することへのご発言だったのではないかと私は了解しているわけです。

ですから、この問題について、それぞれの立場をお互いに理解しながら、これからの話を進めていくことになるのではないかと、私は今の段階で理解したのですが、皆さんのご意見はいかがでしょうか。

○E委員（有識者）

この第1期のところでも議論は出ていましたけれども、24時間開けることが決して保育のあり方としていいというわけではないという、それはもちろん前提で、毎日10時まで開けることが子どもにとって、親にとってもいいというわけではない。それはもう前提条件ですけれども、船橋において、公立は7時という枠をはめて議論を始めなければいけないという状況にあるとすれば、やはりそれは公立の限界というものを認めた上でどうしましょうかという、決して公立保育所の保育のあり方を語る上ではプラスの方向の議論ではないですよ。そこから議論を始めるのは構わないですけれども、そういう前提に立った上で、民間は不安だとか、そういう議論は逆にしづらくなるのではないかなという感じがしますけれども、ちょっとまとまっていないですが。

○会長

いかがでしょうか。はい。

○B委員

E先生もおっしゃってくださったように、保育時間がだらだらとずっと長くなればいいのかというのは、子どもの生活リズム、発達ということを考えれば、それは全くよろしくないということが大前提でありまして、延長保育というのは必要悪というふうにとらえたほうがよろしいものなんでしょうと思います。夜間保育というのも同じようなレベルのものだと思います。

そこに対しては、やはりどれぐらいのニーズがあるかということによりけりで、今までのあいプランのときの市民アンケート調査とかでも、少しは意見が出てきたかと思いますが、もうちょっと重点があるのは、今は夜間保育ではなかったのではないかと認識しております。一時保育、あと病児保育がニーズとして高かったのではないかと思います。

一時保育につきましては、7時から7時という開所時間の中でも十分に対応できる問題ではなかろうかと私は思っております。設備的な問題からできない、一時保育専用の部屋が必要であるという認識から、そこに進んでこなかったということでしたので、耐震改修とあわせて一時保育施設をつくって、一時保育を拡大していくということは公立保育園でもやってできないことではないと思いますし、そういった意味で、市民ニーズにきちんと応えていくという姿勢を示すことは非常に大事なのではないかと認識しております。

結局、市役所側としては、労働環境の非常なる悪化ということも防いでいかなければならない。また、女性労働者がたくさん働く保育現場というところでは、労働環境ということもきちんともちろん配慮していただかなければならないわけで、そういった意味では、無限に労働時間が長引いていくような管理の仕方は非常によろしくないということも理解できますし、シフト面や定数の問題、人員配置の問題が非常に重要だということも理解はしています。

それを考えますと、同様に民間保育園でも労働環境が悪くなってはいけませんし、無理があってはいけない。労働者にとって無理のある労働環境をあらかじめ設定するかのように要請するのはよろしくないことであろうと思われますので、そういう提案をするのであれば、やはり財源的な裏づけとか人員配置的な裏づけをきちんとあわせて提案しない限りは、そこはちょっと無責任になってしまうのではないかと思います。

○会長

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○C委員

B委員のご発言の中で、あたかも延長保育が必要悪というふうなお話があったことについては、ちょっと撤回をしていただければありがたいなと思っております。必要な人は実際いらっしゃいますし、夜間の方も本当にいらっしゃる。民間の中で、そういったニーズにどうにか応えてあげたいと考えている方も当然いらっしゃると思います。ただ、必要な、そうでない環境にいななければいけないというお子さんがいるのではないかとということがあれば、それは必要悪ではなくて、必要性ということで考えたほうがよろしいかと思います。

○B委員

私が申し上げたかったのは、労働環境の問題として、どうしても長時間労働を女性に強いなければならぬというような環境の問題として必要悪というふうに申し上げましたが、延長保育自体は必要のあるものとして考えております。

○会長

ほかに、この点についてご意見ございますか。はい、どうぞ。

○G委員（有識者）

素朴な質問ですけれども、今日民間保育園の方と公立保育園の方と、一番よくご存じの方がいらっしゃるのですが、標準的な労働時間、残業がゼロとして、1カ月の労働時間に対して、民間保育園は100何%ぐらい保育士さんが働いておられて、公立保育園は100何%ぐらい働いておられるかというのがわかったら教えていただきたい。

○会長

つまり、残業時間としてはどれぐらいの時間数になるかということですね。出ますか。大体わかりますか。

○C委員

民間保育園というくくりではちょっといけないかなと。各施設によってシフト制という形もありますし。

私のところは担任制をしいておりますので、必ずコアになる時間帯には職員がいます。交代勤務で必ず保護者と対応できるような形をとるということになると、どうしても担当で長時間保育をせざるを得ないという形になりますので、この前手当の計算をしましたがけれども、大体一月に15時間ぐらいの対応をする、6時、6時半とか7時までの交代で勤務をしてもらうぐらいはやってもらっています。

○会長

いかがですか。H先生のところとかI先生のところは大体どれぐらいになりますか。

○H委員

ローテーションで、まず、勤務が7時からの人が出てきた場合には、3時半に上がる。逆に、10時半に出てきた人が19時までいるというローテーションをまず組んでいるので、その中では超過勤務というのは起きないのですけれども、人が休んだということに対して、時間外の先生が休む、それから職員が休む、緊急の休みというときには、超勤をつけて、そこの穴埋めをしなければいけないので、そういう場合もあります。あとは会議その他で残っていくので、月平均でいくと、4～5時間ぐらいの超勤が毎月は起きてくるのですけれども、ローテーションという中ではそういう形は起きないということです。

○G委員（有識者）

率直な感想を言わせていただくと、私、民間企業をたくさん会社で見えていますけれども、その条件というのはとても恵まれた条件です。皆さんももっともつらい思いをして働いて、自分の仕事をなし遂げているという現実が普通の会社では当たり前に行っているということを踏まえて考えていただきたいと思います。

○F委員

こういう場で、園長という立場で言えないということで、そういう発言だったかと思いますが、ほとんどはサービス残業という形で残っています。7時ぐらいまでは残らないと事務が終わらないとか、次の日の保育の準備ということと言うと、この間、組合として調べた中では、10時間、15時間という形が当たり前になっています。それが残業手当がついているかというのと、つくのは限られている中身ですから、残業時間ということ言えば、今言った時間数になると思いますが、仕事で残っているということ言えば、7時までほとんどの職員が残っているというのが現場の状況です。

○B委員

労働側から考えると、子どもを日中ちゃんと預かって、不注意のないように、不注意があれば、それは事故のもとになりますので、保育労働というのはかなり気を使う仕事であって、なおかつ体力も非常に消耗する仕事であると私は認識しています。それを考えますと、超過勤務を前提とした保育というのは非常に危険を招きやすいものではないかと思っていて、労働者の皆さんの安全管理というのはもちろん大事ですけれども、預かってもらう子どもの安全管理ということ

を考えましても、職員の超過労働が前提の保育というのは基本的にあり得ない。ほかの事務職とかと、またそれは性質を異にするものではないかと思えます。

○会長

すみません、よろしいですか。ここで余りこの話をしていると、議論しなければいけないテーマがかなりありますので。今の議論の中で大事なことは、つまり、今度もし仮に公立保育園を民営化していくときに、具体的な保育のサービス内容として、一体何を、どういう形で託していくのか、その最低ラインはどういうところにあるのかという議論のために、多分これが発生していることだと思います。よく民営化するとき、例えば24時間保育を実現するとか、10時までの保育を実現するといった、いわゆる延長型の保育を民営化園に託す。あるいは病児保育、病後児保育をそこに委託していくとか、一時保育を委託していくという形で、新しいサービスメニュー、より一層高いサービスメニューを託していくことを実現するために民営化をしていくという自治体はかなり今までもあったわけです。具体的には、船橋の場合にはどういうサービスメニューを民営化していく園に託していくのか、多分そのことの議論をきちんとここでできることが重要だろうと思うのです。

ここで議論してきたことは、ある種そういったいわゆる既存のサービスメニューということよりは、新しい役割、ここで今回提案されているような地域支援担当、あるいはその中でも配慮を必要とする家庭の子どもたち、障害のある子どもたちに対して公立保育園が大きな役割を担っていただく、そのような形に切りかえていくための人手や財源ですね。財源としては待機児対応をしていくということで議論してきましたので、こういった新しい保育で、民営化していくときのサービスメニューをどうするのかということについては、十分な議論をしてこなかったということがあると思うのです。このあたりについて少しご議論いただければ、この議論がもう少し必要な議論というところにつながっていくのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○J委員

今、会長からおっしゃったとおりだと思うのですが、今日の例えば民営化する場合の候補者に対する選定の基準を踏まえて考えていくときに、今まで討議してきた中で、既存の公立ないしは民間の保育園が暗礁にぶつかってしまった。どうにもこれ以上のことは難しいという問題もあると思うんですね。ところが、今日事務局からお話いただいたものは、いろいろとご意見をいただいた中で、既存の従来のものでできるだけ継続してほしいという要望がいっぱい出たと。そうすると、民営化してもそれを継続するということになりますと、余り民営化した意味がなくなってしまう。例えば財政的にあれもやってくれ、これもやってくれ、職員の配置はこうしてくれということになれば、当然お金がかかってくる。

そこで、民営化するメリットといいますか、民営化するというのはどういうことがあるのかといった場合に、一つは保育の活性化でもあると思うんですね。これによって、ある意味では子どもが大変幸せになる。もう1点は、経営の効率化で無駄を省き、そして、今までかかってきたことが民営化することによって、また競合することによって、非常に経営的に活性化が図れる。

3番目の問題は、保護者のニーズにどうやって応えられるかということになりますと、今の議論だと思うのですが、新しく私のところがやりたいとか、あそこがやりたいと声がかかったときに、あなたは何ができるんだと。長時間預かりますか、24時間やれますかと。うちは24時間や

りますとか、もっと子どもの福祉のためにはこういうことをやりますという条件を提示してもらって、僕は、従来の公立が果たせなかったものを民営化するのが本来だと思うんです。

今日話をずっと聞いていると、私はこれをやるともっとお金がかかっちゃうんじゃないかなとか、民営化した意味は何があるのかなということに戻ってしまって、ですから、今日会長さんがおっしゃった、民営化するに関して、今までできなかったことが活性化するのならば、それは大いに歓迎すべきだと思うし、保護者のほうも何も反対反対じゃなくて、24時間預かってくれるところができるのなら大賛成ですとか、そういうことが出ると思いますので、こういう基準をもう少し議論していかないと、私も出たり休んだりして申しわけないんですが、堂々めぐりをして会議が進展しないような感じがしますので、この辺を少し絞っていただきたいと要望いたします。

○会長

はい、どうぞ。Fさん。

○F委員

今、J先生の言った議論が非常に大事だと思うのですがけれども、民営化というのは新たに保育園をつくるわけではないので、今、既存の子どもたちと既存の保護者がいるわけですよ。その人たちが民営化によって何か痛みを感じるような、子どもたちも含めて、それがあってはならないと私は思っているんです。

ですから、今、7時から7時の保育の条件の中で預けている親御さんのお子さんを見ているわけで、お迎えが7時半になったり、日々いろいろな人はいますが、とりあえずは、その制度の中で通っていらっしゃる子たちなわけです。そこを民営化するということでの保育のサービスの充実を図り、夜間保育・休日保育をしても現在通っている保護者の利便性にはつながりません。今ある保育園を民営化するのではなく、公立保育園で夜間保育とか担うというのであれば、新しく公立保育園を建てて、そこで担っていけばいいと思います。今ある保育園を民営化ということは、保護者が求めている保育の質というのは何なのか、親が要望しているのは利便性なのか、そこをやはり重点的に考えるべきじゃないか。民営化すればすべてがバラ色ということでは絶対ないと思います。

○J委員

バラ色とは言っていないですね。保育所をつくる人、また幼稚園をつくる人はやっぱり、子どもに関しては、夢がないとできないですよ。ですから、そういう意味では、私どもの幼稚園にも子どもに託す夢があって、そして経営するのである。この視点は第一点ですよ。基本的な問題だと思う。

今のF委員のおっしゃる意味は、既存のものをそのまま残せという意味ではなくて、ある意味で現在入っているお子さんの契約保障といいますか、入所してきた条件については、私は民営化しても継続すべきだと思います。暫定期間の中でどうかというのは、この移行期間というのがあるわけですから。ただ、それを永遠に続けていったら、財政上パンクするだろうし、その保育所のあり方についても、破綻が来ることがある。

ですから、将来的にどうするかという展望もあるし、これから民営化を希望する人に対しては、やっぱりその条件を僕は厳しく問うべきだと思います。あなたは10年後どうするのだと。今のものをどう対応するのか。今のものは市役所としてこういう条件がありますと。ただ、これから

先、あなたはどう運営していくのかということも含めて討議していかないと、継続、継続という段階でやっていった場合には、もう世の中が停滞してしまいます。そうではなくて前向きに考えるべきだと思います。

○会長

では、Bさん。

○B委員

民営化したらその園がどうなるかということに関連してですけれども、今まで私のほうでいろいろな情報を集めてきたところだと、どちらかというと、公私間の人件費格差が非常に少ないところで、民営化が粛々と進められているという印象を受けています。それを考えますと、船橋市の場合は、父母会連絡会としても、継続して長いこと公私間格差の是正、人件費補助の拡大をずっと要望してまいりました。その辺については、例えば4万円のものが4万2,000円とか、そういったレベルで少しずつ補助は増やしてはきていただいているかと思いますが、抜本的な問題の解決には至っていないのではないかと考えております。

そういった面で考えますと、基本的に私も、今いる公立保育園の利用者が、民営化した後も、続けてそこの保育園に通えるということが非常に重要ではないかと考えておまして、例えば発達支援の対象のお子さんであるとか、アレルギーを持っているお子さんであるとか、そういった世帯、お子さんに対しては、それまで公立保育園として人手をつけてきちんと対応してきたところですが、それが民営化されてしまったら対応ができませんよということは、あってはならないだろうと考えております。

その点につきましては、これまでもずっと申し上げてまいりましたように、発達支援の対象のお子さんの受け入れに対しては、私立保育園に対して十分な額のお金が出ているということではないと考えておまして、最初から発達支援のお子さんを十全に受け入れなさいという基準を設定した場合には、民営化を受託する法人に、あらかじめその人件費の超過負担を強いることになるのではないかとということがちょっと気になっているところです。

そういったところで、現在通園しておられる方の保育を保障するというのも非常に大事なことだと思うのですが、発達支援保育であるとか、アレルギー対応であるとか、保育というのはその地域で積み上げてきた宝というところもございますので、やっぱりその地域から1園でもなくなってしまうということは、非常に利用者にとってはよろしくないことであるかと考えております。

ですから、今いる人が卒園してしまえば、発達支援はやらなくていいのだということにはならないのではないかと思います。その後、その地域で、発達支援の対象になるお子さんを持っているご家庭でも、保育園をきちんと利用できるという長期的な保障というのは必要ではないかと考えております。

○会長

今のB委員の話、あるいはJ委員の話というのは、恐らくこれから議論しなければならない船橋市の民営化に対する基本的な考え方、ガイドラインというものだと思うのですが、最低の基準は一体どこに設定するのか。そのことと、それから船橋市の中で今後の保育というものを、具体的にどのようなサービスの種類を用意していくのか、これは少し分けて議論していかなければな

らない。

いずれにしても、船橋の中で、今お話があったような民営化に移行するときには、最低限として、今いる子どもたちの保育をどのように保障していくのかということと、地域の中にあった保育園、地域で暮らしている人たちにとっての保育園というもののこれまで実現してきた価値をどう継続するのかということと、両方あるのだと思うのです。

ただ、そのことは、今までの議論の中にも出てまいりましたように、待機していらっしゃる方たちも基本的にいらっしゃるわけですから、こういった待機していらっしゃる方たち、あるいはそれ以外の地域で暮らしている方たちの問題も総合的に考えたここでの議論をしていかなければならない。そういった視点が非常に重要だということだと思うのです。

今、大分この辺の話が出てまいりましたので、先ほど、F委員から資料についての追加説明をしてほしいということがございました。このことも含めて、もしこのところで関連の質問として、こういったところについて市の考え方を聞きたい、あるいはこの説明について補足してほしいということがあればどうぞ。

どうぞ、G委員。

○G委員（有識者）

民営化移行に議論がどうしても集中するのですけれども、ここの資料1を見ますと、あいプランに準拠して、1,000人を超える定員増を26年までに想定しておられるということは、少なくとも新しい園の開設を10以上しないと定員は増えないのではないかと。保育園に押し込むわけにもいかないでしょうし、この間の資料でも、現状は公立保育園が定員を超える人たちを受け入れて、何とかここまで乗り切ってきたという現実の中で、1,000人を超える定員増に対して、園の新設に対する基本的な考え方。

それと、先ほど、サービス残業をいっぱいやっているという、これは法律違反ですから、そういうのがあれば、あるいはD委員がおっしゃられた、緊急な状況に対応して、どうしても親が迎えに来なかったら保育士さんが残らなくてははいけない。十分な残業時間に対する予算措置ができているのであろうか。新園の開設と残業時間の予算措置というのはどうなっているのだろうかというの、ちょっと疑問に思っています。

○会長

それ以外にも、重ねて質問を受けますけれども、いいですか。

○H委員

今のサービス残業のことで。

○会長

ちょっとそれは待ってください。

はい、どうぞ。

○F委員

資料3の下の※4のところの合同保育期間が3カ月間となっているんですけれども、資料5の裏面（2ページ目）について言うと、合同保育が24年度1年間という形になっていて、整合性

がないんです。

○K委員

「合同保育期間を含む」になっていますから、別にいいんじゃないですか。

○会長

それは後で……、ご質問を優先してください。

○F委員

それから、ガイドラインのところに「移管方式」と書いてあるわけですが、今まで市の考え方で「移管」という言葉は全然出てきていなかったわけで、いつ移管方式を決めたのか。「民間委託」は出てきていましたが、「民間移管」は、ここへ来て初めて私は聞いたんですけれども、いつどの時点で「移管」という方向になったのか。健全化プラン、健全化プラン（改定版）、そして行政サービス改善プランの中でも、「移管」という言葉は出てきていないわけです。施策を変える大きなことなわけで、市民にも示していないようなことが何で出てきたのかということをお聞きしたいということと、「移管」となっているのですが、委託料が発生しているのです。それはどういう意味なのか。

○会長

ほかには、ご質問ございませんか。

はい、どうぞ、B委員。

○B委員

大変申しわけないですけど、資料全部にわたってかなり質問がございまして、それをどう処理していったらいいのか、全部を一遍にというのは、ちょっとここで申し上げるのも混乱のもとかなと思うので、できれば資料番号の若いほうから順に質問して、回答をいただければと思います。

まず、資料の1番ですが、「待機児童対策にかかる事業量・事業費試算」がございまして、上の段の表が「あいプランに基づき算定した費用」となっています。下の表の中に「多様なメニューを活用した場合の費用」となっております。この中に「幼稚園預かり保育」とか「認証保育所」というのがペロっと入っているんですけれども、これ今まできちんと市の施策として検討をされたことはない、私も認識しております。無認可保育所に対する補助制度の確立ということは、これまで父母会連絡会としても、ずっと継続してお願いをしてまいったことでございまして、そういった意味では、緊急対応が必要なポイントであろう、重要な課題であろうと認識しているのですが、この「160人増」とか「60人増」という数字が簡単に出るようなほど簡単な問題ではないのではないかと、私は思っております。

今まで市役所にお話をさせていただいていた折のご回答というのが、無認可保育所に対する補助金の支出の仕方ですが、民間の経営者、民間企業に対するお金の補助ということが、考え方として理解を得られるかどうかということに慎重な考えを持っておられるというご回答を得ていたと思いますが、その辺について全く議論をしておりません。無認可保育所の利用者への補助であったり、保育所に対する施設費の補助であるとか、そういったものが必要であるということは共通の認識ではないかと思っております。それをどういうふうなところにき

んと使っていただくかという保障の仕方、責任のとり方、市としてそれについてどう責任を負っていくのかということについて、全く議論がないままに、数字だけ出すというのはちょっと簡単過ぎるなど、議論として不十分過ぎるのではないかと思っております。

せっかくこのあり方委員会の中で、J先生もD先生もいらっしゃっています。ここに付きましては、そういったご専門の方にきちんとしたお考え、ご意見をいただいて、私どももそれを共有させていただいた上で、これが適切であるのか、不適切であるのかという話を進めていくべきではないかと思っておりますので、この資料1についてはちょっとずさんだと思っております。

○L委員（有識者）

資料3と4に関してですが、これから公立保育園の機能強化や地域子育て支援に人材を活用していくということで、資料3の右側には記載があるのですけれども、資料4の「保育士の再配置のイメージ」では、公立保育園の機能強化で、例えば緊急一時保育の実施というのをした場合には、先ほど出ておりました、保育時間7時から7時という枠を超えたサービスが恐らく必要になるという議論が出てくるのではないかと思います。公立保育園の機能強化に伴って出てくる部分に関しては、今までの前提を超えて議論していくことができるということで理解していいのかどうかというあたりが一つ気になっています。つまり、資料4で出されているイメージは、一部というか、わかりやすいところを出しているということで理解していいのかということです。

○会長

今、手が挙がったDさん、どうぞ。

○D委員

今、B委員からご発言いただきまして、本当に感謝申し上げます。再三、認可外のことに関しては、随分いろいろ申し上げてはいるのですが、こういう表の上でも余りにも無視をされている。やっぱりこれはなぜかなという思いが多数あります。

10月から「保育ママ」という制度が発足いたしました。これに対してももう補助金がかかり出ているんですね。でも、認可外に対しては、どんなに頑張っても、1円も出ておりません。こういうことに対しても、何ら回答がありません。我々のところにも、子どもを預けているご父兄がたくさんいらっしゃいます。こういうことそのものが同じ船橋市民としてかなりの差別ではないかと、日ごろ思っております。そういうことに関しても、ちょっと回答願いたいと思います。

○会長

ほかに。先ほど、Hさん、お手が挙がりましたよね。はい、どうぞ。

○H委員

サービス残業の先ほどの話で、ちょっと訂正させていただきたいのですけれども、7時から始まって、3時半に勤務が終わったら、3時半に帰れる職員はいません。終わった後に子どもから話しかけられる。雑巾で拭く。そういったものがサービス残業かと言われれば、考え方によたらそうなんですけれども、残務をしたりしていますから、3時半に上がれるということはない。平均的に言えば、まずは日々のところでは会議があるから、それは残業として認めているだけ

れども、子どもたちへの対応とか、保護者への対応、その他について、その月に多ければ 10 時間超えてしまうことは日々あるので、勤務の中で残業が前提となるような仕事のやり方をしないことが必要である、ということをしてしながらやっているわけです。楽か大変かと言われると、保育園は決して楽な場ではないだろうなとは思いますが、一応いつも 4 時間かそこら辺で終わっているというわけではないということをつけ加えさせていただきたいと思います。

○会長

ほかにご質問ございませんか。

○B委員

もう全部の資料について言ったほうがいいですか。

○会長

もう時間が今日ありませんので、どうぞ。あと、例えば文書で質問が出せるものについては文書で出していただいて、ただ、ここで共有しなければいけないと思われるものについて、優先的にご発言ください。

○B委員

はい。ちょっと順番に行かせていただきますが、資料 2 に耐震のことを出していただいていますけれども、基本的に民営化のガイドラインを提示していただいた中で、市の施設の無償譲渡、あるいは貸付が前提となっていると書いてあったと思います。

それを考えますと、民営化した場合には、市で責任を持った資産であるところの建物と土地を譲渡または貸付ということになりますので、基本的に考え方としては、耐震の工事というのが済んでいない、例えば Is 値が 0.3 のものをそのまま民営化の際に私立保育園に払い渡しをして、そこで民営化してから耐震工事をしなさいよということは、まず基本的には考えにくいだろう。それはちょっと無責任だよなということがありますので、基本的にはこの公立保育所の耐震については、恐らく市役所で責任を持って耐震工事をした後、民営化するのであれば、私立保育園へ譲渡・貸付すると理解してよろしいのかどうかということがまず一つです。

そうなりますと、今まで耐震工事に対して、国から補助金は民間の保育園にしか出ないので、耐震工事も、財政的にも民営化したほうが効率的に行うことができるということが一次報告書の中の前提だったかと思うのですが、それはもしかしたら矛盾する話なのかどうかということをやっと確認させていただきたいというのが、資料 2 についての話です。

資料 3 について、移管年度のところで 6,600 万円削減できるという資料の提示がしてありますけれども、公立保育園を民営化したら、1 園の運営費についてこれぐらい浮くんじゃないかということなのか。全体として 1 園移管したらこれだけ減るということだと思うのですが、ちょっとよくわからないのが、お金の面で、民営化した園の分の保育士が異動した部分はどこに入っているのかなど。その人たちの人件費のことを考えると、保育費の総体としては減らないはずなのですが、それはこのグラフだけ見るとわからないということがあります。

あと、保育計画課の人件費というのが、前々年度と前年度の 2 年間しか計上されていませんけれども、一応 5 園で 29 年度までというプランで出ているかと思うのです。そこまで誰も事務局側が責任を持たないというのは、ちょっと考えにくいんじゃないかと思うので、保育計画課の人

件費というの、継続して29年度まで本来かかるべきものなのではないか。

ここに保育計画課の職員人件費しか出ていませんけれども、このあり方委員会の運営から何か、皆さんもうご覧になっていてわかるかと思うんですけど、局長以下、ほかの課長さんもみんな出ていらっしゃる。その人件費が計上されていないというのがちょっと気になるところです。

ほかにも意見募集という形で、車座ミーティングだとか、休日に皆さん出勤されていますので、そういったことの人件費も多分みんなかかっている。それもサービス残業だというのであればちょっとあれなのですが、管理職者であれば時間外手当がつかないという考え方もあるかと思うのですが、そこに出かける分の人件費は確実にかかっているの、そこについてはちょっときちんと計上をしていただきたいなと思います。

資料4、「保育士の再配置のイメージ」についてですが、「地域子育て支援」と「保育園の充実」という、下の段の3つ囲みがあるところの左の2つについては一次報告の中で議論があったことだと思います。「待機児童対策」として「他園の退職者の補充」ということで、「新規採用抑制」というのが出てきていますが、これは私は初めて見た提案ではないかと思っております。退職者の補充をしないというのは、非常に保育が停滞する大きな理由であると思っております。やはり人は適正なスパンで入れかわって、人員が少しずつ交代していくことで、ベテランのスキルが若い人に伝達されるということで、保育の質というのは維持されるものだと思っております。ここで退職者の補充をしない提案というのは、非常に保育の停滞を招くよくない提案だと思います。

こういうことをすると、非常にいびつな人員構成というのを招くんですね。そのときに、それは非常に大きな弊害となって後から出てきて、後々まで影響する問題で、ここは簡単に出していただく問題ではないと私は思っています。

そこを考えますと、1園17人を8人、9人という分け方でやっていますけれども、この8人を節約できるというのが私は納得がいかない。5園という提案の前提自体が、私はちょっと納得がいかないということがあります。5園はちょっと多過ぎると認識しております。

「民営化に関する基本的な考え方」とか、その点については非常に細かいことになりますので、後での議論とさせていただければと思いますが、あと一つ……

○会長

すみません。意見はちょっと後にさせていただいて、今、資料の質問ということでお願いします。

○B委員

はい。あと、資料8の「一次報告書に対する意見」というところですが、これ市民の意見を募集してありますけど、それに対して市役所としてどうお考えになるのかということが一つも記載がないので、そのところはきちんとしていただきたいなと思います。

資料の9でいろんな提案をされています。「健康診査会場の中での子育て支援」で「子どもの接し方や遊び方について支援するとともに、接し方が不適切または心配な親子に対しては」云々と書いてありますけれども、私はどうやってこれを見つけていくのか具体的な方法がわからない。要支援・要保護という考え方の定義づけというのもちょっと理解ができない。これを発見していくというの、どういうポイントを見て発見していくのかというのは、ちょっと具体的に考え方を教えていただきたいなと思います。

次の「実施のプロセス」の中の「拠点保育園（5園）を決定し」と書いてありますけれども、拠点保育園5園というのは、前提が5園を民営化したらということなのではないかと思いますが、

拠点が5園でいいかどうかというのは、私はちょっと議論が別問題ではないかと思うので、そこはきちんと考えていただきたいなと思います。

○会長

ほかに何かご質問はございますか。

○F委員

120 定員で正規保育士が 17 名という試算をしている形になっていますが、この間ずっと問題になっていきますように、いい悪いは別として、非正規職員が相当多くなっている中で、120 定員の中で正規保育士が 17 名もいるという現実はないので、どういう試算の仕方になっているのかというのと、平均賃金というのは、これもいい悪いは別として、非正規の賃金が正規職員とは大変差があります。何をもち平均としたのかということが非常に疑問だということで、その辺をお答えいただきたい。

それから、資料5の裏のスケジュールです。23 年度というのは来年の4月からということだと思っておりますが、父母が納得しないような民営化はしないというのがこの間の市当局のスタンスだったわけで、このスケジュールで本当に 23 年4月には父母を納得させて民営化をするということなのか、非常に私は無理があるのではないかと考えていますので、お願いしたい。

○会長

ほかによろしいですか。

いろんなご意見もございましたが、それはまたここで議論することだと思っておりますので、とりあえず今の資料についてのご質問に対して、市のほうで、資料についての整合性の問題とか、資料が出ていないことに対する補足説明等についてお願いいたします。

○保育課長

まず、G委員の件ですけれども、時間外勤務については、業務として必要な場合は、園長から時間外勤務命令をしていただいて、きちんと業務に従事していただくということが基本となるのは当然でございます。そういった場合の予算は確保されております。

あと、あいプランで26年度まで1,500人の定員増を図るというのは、順次、毎年度毎年度、整備を考えていくというのが基本でございます。例えば今年度の整備が390人定員増ということで、必要な予算は確保されておまして、整備に入っていただく。来年度どうするかといいますと、予算措置の中で協議して整備していくという形で、当然、整備の予定があるものについては予算確保されると思っております。

とりあえず以上です。

○会長

この下の「幼稚園預かり」とか「認証保育」に対するご質問に対しては、保育課ではないですか。

○保育課長

この間、認可外保育園への運営費の補助を認可外保育施設の実施者から要望いただいていると

いうのは事実でございます。この資料の見方とすれば、26年度までには何らかの形で認証基準をつくって、認証制度をやっていききたいということで、保育課としては継続的に検討をしているということでございます。

それから、先ほどの株式会社への関係ですが、当然その点も研究しております。認可外保育施設は株式会社が運営母体という施設もございますので、その利益の担保保護というのが横浜、浦安では実施されております。そういった部分も含めて今検討しているということでございます。

あと、幼稚園の預かり保育につきましては提言の中にございます。すぐに実施できるかというのは、私立幼稚園連合会と協議していくという形でやっていった場合に、先進の自治体でやっている事例を勘案しますと、経過的にやっていった場合には、この程度の受け入れ児童数が可能であると計算しまして、この数字を出ささせていただいているところでございます。

○B委員

関連してお伺いしたいんですけど、表の160、60という数字の算定根拠を、後で追加で教えていただきたいというのと、あと26年度までで1,500人増というあいプランの目標数値ですけれども、今年度のこの時期で、もう既に待機児童が800人を超えていると聞いたような記憶があるのですが、この5年間で1,500人増というペースで、現状800人ということすら対応できないんじゃないかと思います。この現状の待機児数を勘案して、それをどう解消していくのかということについて、どう考えているのかを聞きたいです。

○保育課長

確かに、この4月には507人の待機児童ということで、今年度、安心子ども基金を活用して390人の整備をしているところでございます。当然、保育需要率の伸びとか、就学前児童数の伸びとか、そういった部分を勘案して、あいプランはご存じのとおり今年度からスタートということで、5年間の計画でございます。何をもって1,500人かということでありますが、あいプランの中の保育需要の推計のニーズ調査及び就学前児童数の推計の中で1,500人の定員増ということで一応目標事業の設定をさせていただきましたので、これに向かってまずもってはやっていくというのが基本だと考えております。

○B委員

ただ、普通に考えれば1,500を5年間で割れば、年間300人の増と考えればよろしいのかと思うのですが、既にそれをオーバーしているという状況がわかっている、あらかじめもう対応できないプランになっています。あいプランの数値目標自体は、あいプランの推進協議会の中で訂正をしていただければよろしいのかと思うのですが、現状、とにかく23年度4月からどうするのかということを知りたいんです。

○会長

このことについて、ここではいわゆる待機児問題ということの待機児の量的なものをどう考えるかということと、それに対してどのような整備をしていくのかということの議論で、具体的な数をどう設定するかという問題は、あいプランの中で一応議論されていること。ただ、現実、今年度ももう違う形での待機児が発生している。この問題をどう考えるかという議論は、多少この中での議論かもしれませんが、ここでは足りない部分をどうするかという議論について

は今回若干横に置かせていただいて、ほかの議論もしたいので、申しわけないのですが、この問題については、次回までの整理とさせていただくということでよろしいでしょうか。

○B委員

それでは、お願いですけれども、待機児童対策も、緊急に考えていただかなければいけない部分があいプランとは別にあるのだらうと思います。そこは整理していただいて全然構わないのですが、とりあえず現状 800 という数字で、来年度 4 月にどう推移していくかわかりませんが、減る要因が全く見受けられないので、現状と同じぐらいの数が推移するだろうという推測のもとに、どうそれに対応するのかというのはきちんと後で示していただければと思います。その中で、この 160、60 という幼稚園預かり保育と認証保育所の人数の算定根拠と、これを待機児童対策としてとらえるのかどうかという考え方、そここのところもきちんと整理をしていただければと思います。

○会長

それでは、それは次回ということで時間をください。

それで、その他のところで、どうぞお願いします。

○保育計画課長

資料 2、民営化の建て替えでのご質問でございます。少なくともここに出ている第 1 期につきましては緊急性があるということで、優先して市では整備しているところでございます。

これと民営化の関連でございますが、一つは基本的な考え方として、民営化された園の経営者の方に多大なハードの整備はなかなか難しいという側面もございますので、先ほどのガイドライン等の表記になっているものでございます。

それから、資料 3 での財源の問題ですが、こちらはあくまで 1 園の費用ということでございます。その中で、抜けている人件費があるのではないかとご指摘でございますが、基本的にこれは 1 年間の人件費をベースに考えてございます。ですので、車座等の時間外などの部分は、1 年間の人件費の中に含まれていると考えております。ただ、委員さんの報償費とかはちょっと入っていないのですが、そういう細かいものはちょっと除きまして、おおむね経常的に 1 年かかる経費ということでございます。2 年目からもかかるということは確かにそうございまして、これ 1 園をやったときの費用でございますので、2 園目は 2 園目でまたかかっていくということがあります。

それから、資料 4 ですね。

○会長

資料 3 の※ 4 の合同保育の問題と、この関連ですね。

○保育計画課長

合同保育は 3 カ月という表記がございます。それで、資料 5 の 2 ページ目に合同保育の記載がございますが、これ引き継ぎの中で合同保育を含めてという表記でございます。これは、合同保育 3 カ月を含めて、その他の引き継ぎ事項が多々ございますので、それに 1 年とるということでございます。合同保育 1 年という表記ではございません。

それから、資料4で、再配置で退職者の補充……

○会長

それから、移管という話が先ほどFさんから出ていました。「委託」という話はあったけれども、「移管」という言葉は初めて出てきたということで、そのことについてのご説明をお願いします。

○保育計画課長

資料5の3番の「民営化の手法」のところで述べているところでございますが、財政的な効果、あるいは「経営の継続性や安定性、事業運営の自立性等を考慮し」ということで、市の内部で検討させていただいて、こちらのほうが効果があるということの考え方として出させていただいております。

あと、3の委託料が出てくるという話がございますが、公立の保育園を民間に委譲すると、民間の認可保育所としての委託費は当然出てございます。ですので、その差として6,600万円というこの表示でございます。

それから、資料4の再配置の中の右のほうの退職者補充で、これだと新採が全然入ってこないではないかというお話でございます。年度によって数字は変わりますが、現在30名程度毎年退職されておりますので、そのうちの一部をこの8名で補い、残りの方をちゃんと新規で採用していくということで、退職者がこれだけということではございません。

それから、先ほどの運営費のところでも絡むのですが、いわゆる退職不補充で新採を抑えることは財源効果が出てくるという意味でもございます。

○会長

ここで17人はいないのではないかという話がありました。

○保育計画課長

これは27園の平均的な配置から考えて、120名のところだと現状では17名、それ以外に臨時の保育士さん等いらっしゃいますので、あくまで特定のどの園ということではございません。27園の中での今の正規保育士の数等を考慮して、平均的にはこの程度いらっしゃるという表示でございます。

4はあとございましたか。この程度かなと思うのですが。

○会長

L先生からの質問に対して、3と4との関係の中で機能強化の話がありましたね。

○保育課長

緊急一時保育の部分については、当然、公立保育園の機能強化という部分に入っているということで、実施の方法については、一定の枠を一定の保育園で確保するとか、そういったことが想定されます。

○会長

ほかにこの点で何か。Fさん、挙がりましたね。はい、どうぞ。

○F委員

今のことでわからないので質問です。民間移管のことで、内部での検討というのは、例えば政策会議を開いたのでしたら、いつそれを開いて、どのような議事だったのかという議事録を提示していただきたいということと、民間の委託料というのは、今ある既存の民間園の委託料ということでしょうか。

○保育計画課長

内部の会議ですが、特に議事録等とはってごさいませんので、記録がないというところです。

あと、委託料ですが、ここにはちょっと説明不足かもしれませんが、通常認可園の委託料に、発達支援とかアレルギー対応をしていただくためのことも含まれておりますので、運営費補助ということで、市とほぼ同じ人員配置をした場合の人員費として算定させていただいております。

○会長

はい、J委員。

○J委員

また改めて議論していただきたいのですが、現在のところの考え方はこれでいいとは思っているのですが、民間におおす場合の設置・運営主体というのが、「認可保育所の運営に実績のある社会福祉法人等」となっています。現状は、今日まで議論してきた現在の公立保育園に在籍している子どもたちも含めて、この運営を踏襲していくという意味で、社会福祉法人が権利を持つということは納得できるのですが、25年度以降またシステムが変わる可能性もあるし、さまざまな考え方が出てくると、こういう狭い範囲の中で議論しておくことがずっといいかどうかということは、私は考えておかななくてはならないことだと。

もう一点は、船橋の民間の保育所でこれを受け入れていくだけのパイがどのくらい残っているか。僕がC先生にお尋ねしなくてはいけない要素だけど、目いっぱいのところもあるし、今、待機児童に追われながら、民間の保育所もかなり努力されている部分がある。これが可能性がないとなって、広く公募をするということになりますと、この公募というのは、例えば耐震にしても何にしても、何億円かのお金をかけておろしていくものは船橋市民の税金から来ているものだから、社会福祉法人でもものすごい数を持ったチェーンのところがあったり、この辺はかなり慎重に考えていかなくてはならない部分。

一概に何とも言えませんが、船橋の民間の保育所の方々が積極的に受けてくださるなら、この範囲で私は結構だと思います。また、将来変わっていけば、学校法人の中でも、これを考えていきたいというところも当然あるわけです。現状の問題と先の問題のスタンスを考えてほしいというのは先ほども言った議論なのですが、こういうことも含めてこれはお願いというか、この辺の含みがあるのかどうか、その点だけお尋ねしたいと思います。

○F委員

関連して。

○会長

すみません。今、E委員から挙がっていますので、こちらからお願いします。

そして、今日はもうあと時間が限られておりますので、皆さんがどこに疑問や問題意識を持っていらっしゃるのかというあたりのところをある程度お出しただいて、次回、この議論をさせていただくということになると思いますので、市で今日ご発言できることがあれば準備をしていただき、そうでないものについては、改めて次回、あるいは次回までに文書で出していただくという形をとりたいと思いますので、どうぞ。

○E委員（有識者）

いくつかここで今のやりとりを聞いていて、疑問というか違和感を感じたのですが、先ほどのFさんの「どこで決まったのか、議事録を出してくれ」という意味が、私は全くわかりません。ほかの方からもありましたけれども。要するに「それまでの当事者の協議の中で出てきてないじゃないか」とか、「それは唐突だ」とか、そういったことをここで議論する必要はないと思います。

○F委員

議論じゃなくて、質問です。

○E委員（有識者）

議論というのは質問も含めたもので、議論する必要はないと思います。前回までは、要するに市はどう考えているのだという議論に集中して、不十分な部分はあるでしょうけど、ある程度明確なものを今日出してきたわけですね。その中には今回初めて出てきたものがあると思いますけれども、それに対して、今までの議論の中で出てきてないじゃないかというのは、ここでまた批判するような性格の問題ではないと思います。出てきたものに対して、我々がどう考えていくかというのを議論すればいいわけであって、しかも今回の委員会というのは、それまでの当事者の間でさまざまな議論を積み重ねて行ってきたものを、第三者のさまざまな立場の人たちが入って、オープンに議論しようという場として設定されたわけですから、そこはちょっと切り分けて意識していただかないといけないと思います。それをちょっと先ほどの意見を伺っていて気づきました。

○B委員

その点について、ちょっと関連して質問なんですけど、E先生から、そういうふうに切り分けてきちんと考えるべきという、市の意見は意見として出てきたもので、それに対して議論すればいいというお話だったかと思うのですが、ただ、残り2回というのに対しては非常に量が多過ぎて、私は正直、この先の議論の進め方のイメージがちょっとわからないのです。ここの委員会で、どこの何まで結論をあと2回で出すのか。

前回の会長のご説明の中では、11月4日の会議であらかたの形を出して、最終の18日ではもうそれが承認というか、まとめの段階に入るというようなスケジュールのご提案だったかと思うんですけども、正直申し上げて、ここまでの具体的なものがやっと出てきたかという感じなんです。これまで具体的なものができて、またさらに不足なところ、わからないところ、不明なところ、議論不十分なところが新しく出てきてしまった。これについて、私は、正直申しあげ

て、次回1回で責任ある議論がこの委員会の中でできるとは、ちょっと判断しかねるところがございませう。それを込みで、この後、もう残り時間も少ないことございませうので、この11月4日で何を話すべきかということ、何かしらディレクションを与えていただければと思ひます。

○会長

ほかに、どうぞ。

○G委員（有識者）

議論が保育のオペレーションというところからスタートした関係で、ここまで一次報告書も固まってきたんですけど、保育のあり方という設置要綱の諮問からすると、やっぱり新園の開設、定員増という議論を、あいプランからこのあり方委員会で取り上げないと、随分後退した議論になってしまうのではないかとひうのが今日の私の印象です。ですから、十分な予算措置、総体的な保育予算の拡大とか定員増を、やはり報告書の中には、何らかの形でしっかり提言していくような方向性を是非考えていければひうのが私の意見です。

○会長

ほかにございませうか。はい、どうぞ。

○F委員

先ほどの父母の合意がない委託はしないのだひう、父母に対して市が今まで言ってきたことについての回答がなかったように思ひますけれども。

○会長

わかりました。じゃあ、それはしてもらひませう。ほかにございませうか。

それでは、限られてひうませうので、資料5の2ページ目の24年の図についてご説明ください。

○保育計画課長

資料5の2ページ目の民間化移行スケジュール表でございませう。先ほど、合同保育の関係についてはご説明したとおりです。2年間のスケジュールは、対象園発表から25年の移管までの保護者説明、事業者公募等のスケジュールでございませうが、この間、この移行の前の段階での話にもなってきたかと思ひますが、民営化発表前に、これはかなり大枠な設定でございませうので、その間、丁寧に保護者の方や有識者、あるいは市の行政、保育の現場の方等入ってひういただいて、ガイドラインあるいは配慮事項のことを詰めていく中で理解を得ながら、引き続き4月以降も、対象園が具体的になりますので、保護者に丁寧に説明してひうきたいということございませう。

○会長

28ページに、今日つくられてひうる資料11がそれに当たるわけですね。

○保育計画課長

そうです。まだその説明は言っていないでございませうでしたので。

○F委員

あと、新たに資料請求をお願いしたいのですけれども。

○会長

それは後で結構です。

時間がもうございませんので。今日大量の資料が出されてまいりまして、10、11は今日机上配付でした。そしてそれ以外のものも昨日恐らく皆さんのお手元に届いている状態で、これは事務局自体も相当努力されて、当然ですが、庁内での調整をしなければならないというものでしょうから、かなりご尽力いただいたと思っています。これだけの資料が出てまいりましたところで、ようやく私どもの本格的な第2期の議論ができる状態になったということだと私は考えております。

については、先ほどB委員もおっしゃったように、あと2回残っているところで何を優先するのか。つまり、限定的ではあるけれども、私どもが議論できること、あるいはしなければならないこと、その後の12月、つまり来年度の予算に何としてでものせなければいけないことを最優先し、今、危機的な状況にある待機児問題、あるいは耐震の問題等含めて議論していかなければならない。それから、もちろん新しい保育のあり方の中で、本当に待たなしの子どもたちや親たちもたくさんいらっしゃるわけですから、すぐできることと、予算措置を伴って年数をかけてやらなければならないこと、あるいは船橋市の中で今後の保育のあり方として、ここの中での骨格として何をつくっておかなければいけないのか。そして、後に残して、何とか議論を積み重ねていただけるような仕組みをつくるにはどうしたらいいのか。こんなことについて、恐らく次回以降の2回のところで議論していくことになるのだろうと思っています。

つきましては、今、Fさんからございましたけれども、この配付資料に対してのご質問等については、当然、事務局に出していただくということ、そして追加の資料請求についても同じでございます。それは出してください。

それから、それを踏まえてですが、今日の議論の中で、もう少しこの部分について、市として資料を提供できるというものがございましたら、市としても用意していただけたらと思っています。

次が2週間ということになりますので、その間できることは限られているとは思いますが、最大限、私も事務局と調整しながら、次回のところでの議論が、もう少し形あるものとして展開できるような準備をさせていただこうと思っています。

申しわけございませんが、最後に事務局から、今後の予定等についてお話しいただければと思います。

○B委員

事務的なことだけ一つお願いしたいのですが、資料7の「配慮事項検討項目」ですけど、これ4市の例が違う紙に出ているのは非常に読みにくいので、何とかA3横1枚になるようにまとめたものをもう一回出していただけないでしょうか。

○会長

それは大丈夫だと思いますので。

じゃあ、お願いいたします。

○保育計画課長

今後の予定ということは、資料 11 の説明ではなくて、会議の予定でよろしいでしょうか。

○会長

それも含めて簡単をお願いします。

(3) 今後の予定について

○保育計画課長

では、資料 11 ですが、検討委員会は、今回を入れてあと 3 回ということでございます。

この後の関係でございますが、検討委員会終了後、先ほどもちょっと触れましたが、まず保護者も入れた配慮事項等の……

○会長

資料 11 ですね。

○保育計画課長

はい、そうです。資料 11 です。

検討委員会を設置して、ガイドラインのもっと具体的なことを協議させていただきたいということと、市といたしましては、提言いただいた後、民営化の基本的な計画をつくりまして、市民説明、パブコメを経まして、3 月ごろには基本的計画とガイドラインを策定し、23 年度当初には対象園を発表していきたいと。

その後、23 年度以降のことにつきましては、一番下に書いてございますが、法人の選定のための委員会、これは選定のことでございます。

それから三者協議。これは移管後の話として、市の責任を果たすために、移管法人と保護者の方、そして市で協議会のようなものを立ち上げるということと、引き継ぎ期間につきましても、選定された法人と保護者と市で、この辺を調整していきながら進めたいということもございます。

連携協議会は、前回のところでちょっとご提案させていただいた部分で、今後の船橋の保育のことを考えていく上で、公私の認可保育園、認可外、それから幼稚園の方に入っていたいただいた協議会をつくりたいというようなことでございます。

簡単ですが、これが 11 の説明でございます。すみません。時間がないので、かなりはしょった説明になってしまいました。

次回の会議でございますが、11 月 4 日木曜日、午前 9 時半より、今日と同じ第 1 会議室にて開催を予定しております。よろしく願いいたします。

○会長

一言でいいですか。じゃあ、一言だけどうぞ。

○C 委員

すいません。前回、民営化の配慮事項検討会をどういうふうにするかについてのお話がなかつ

たように思うのですが。

○会長

今、ここの11の説明がありました。それです。

○C委員

それですね。となりますと、やはり保護者と関係者ということでございますと……

○会長

いえ、違います。市の関係者と専門家等入れてという。

○C委員

ああ、専門家が入りますか。

○会長

はい。

○C委員

それと民間の関係も配慮していただけるとありがたいという。

○会長

地域の関係者のところも入ってという話になっていましたので。

○C委員

そうですか。失礼しました。ありがとうございました。

○B委員

もう一回説明していただけますか。今ちょっとわからなかった。

○F委員

今の市の話では、私もC先生みたいな受け取り方をしたんですけど。

○会長

この配慮事項の検討委員会ですが、具体的に今どういうメンバーかということが皆さん一番知りたいので、市としてはどうお考えになっていらっしゃるのかということ、ここで次回議論したいと思っています。そうであるとすれば、違う形できちんと例えばこういう人を入れてほしいという議論をすればいいと思いますので。

○F委員

次回、配慮事項も……。

○会長

はい。もちろん、これも全部含めて議論しますので。

○B委員

今の段階では未定ということで、次回の検討事項ということですね。

○会長

はい、そうです。次回議論ということによろしいですか。

では、一応こういうものをつくるということだけのご説明いただいたということで、このメンバーについては、今、C先生からもご質問がありましたように、例えばどういう構成メンバーを市が考えていらっしゃるのか、あるいは皆さんはこれについてどうお考えになるのか、これは議論していけばいいことですし、それから市がいろいろお出しくださった資料につきましても、当然ですが、これは確定しているものではなく、ここについて具体的にこの委員会の中でどう考えるかということを議論していくことが私たちの役割でございます。そういう意味では、ここから2週間の間、いろいろなご質問等を市にさせていただきながら、先ほど申し上げましたような新たな資料の追加、あるいは補足説明をしていただくということで、この議論を進めたいと思っております。

なお、これまでもそうでしたが、ご質問につきましては、今週の金曜日までということによろしいでしょうか。

○B委員

議題が多いので、もうちょっと時間をとっていただければと思うんですけど。

○会長

そうすると、例えば月曜日になってしまうと、配付が直前になってしまうんですが、それによろしいですか。

○B委員

できれば直前じゃないほうがいい。

○会長

そうですね。ですから、例えば第1次締め切りを金曜日にさせていただいて、それに伴うものについては事前配付というものをさせていただき、そして遅れたものについては当日机上配付みたいな形で、2段階で行うということではいかがでしょうか。

○B委員

はい、結構です。

○会長

では、皆さん、そのような形で対応してくださるようお願いいたします。

また、事務局のほう、今回もほとんど真夜中のメールが私に届いておりまして、大変な残業時

間を強いていると私自身思って心が痛いところでございますけれども、あとしばらく私どもの実りある議論をするためにご尽力いただきたいと思います。局長以下、本当に市の中での調整は大変なことだと思っておりますが、最後の踏ん張りで、ぜひ子どもたちや子育て家庭のために予算を獲得し、そしてこの議論が最終的な報告として実りある形で出せるようにご尽力いただきたいと思いますと思っております。

どうぞ皆さん、本当にお忙しい間、こんな時間を割いていただいて申しわけないのですが、この議論あと2回となりますので、是非ここからまた新たな資料をきちんと読んでいただきまして、これへの対応というのをお願いしたいと思っております。

(4) その他

○会長

ほかには事務局からの連絡ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、第11回の検討委員会をこれで閉会いたします。どうもありがとうございました。

11時38分閉会